

西尾市立図書館予約・リクエスト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料（以下「図書」という。）の予約及びリクエストについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において予約とは、図書を借りようとする者（以下「利用者」という。）が、図書が館外貸出しされている等のため、直ちに利用できないときに、当該図書の館外貸出しを予約することをいう。

2 この要綱においてリクエストとは、利用者が図書館が所蔵しない図書について当該図書の提供を求めることをいう。

(予約の要件)

第3条 予約ができる者は、貸出カードの交付を受けた個人とする。

(予約の数量)

第4条 予約をしようとする者（以下「予約者」という。）が同時に予約できる図書の数量は、10冊以内とする。

2 前項に規定する数量のうち、雑誌の数量は5冊以内、視聴覚資料の数量は5点以内とする。

(予約の手続き)

第5条 予約者は、窓口、電話、館内検索機又はインターネットで予約を行うものとする。ただし、インターネットで予約を行うときは、あらかじめ、インターネット予約の申込みをしなければならない。

2 予約者は、予約を行う図書（以下「予約図書」という。）について、図書館が定めた受取場所及び受取可能通知の方法を指定しなければならない。

(予約者への通知)

第6条 予約図書の利用が可能になったときは、電話又は電子メールにより通知する。ただし、通知不要の申し出があったときは、この限りでない。

(予約の取消)

第7条 図書館長（以下「館長」という。）は、前条の規定による通知を行った日の翌日から起算して7日（休館日を除く）を経過しても予約図書の館外貸出がないときは、当該予約を取り消すことができる。

(リクエストの要件)

第8条 リクエストができる者は、市内に居住する者とする。

2 雑誌及び視聴覚資料はリクエストできないものとする。

(リクエストの数量)

第9条 リクエストをしようとする者（以下「リクエスト者」という。）が同時にリクエストできる図書の数量は、10冊以内とし、予約数量に含むものとする。

(リクエストの手続き)

第10条 リクエスト者は、館長にリクエスト票を提出しなければならない。

2 リクエストされた図書（以下「リクエスト図書」という。）の取扱いは、西尾市立図書館蔵書収集指針に基づき、館長が決定する。

3 リクエスト図書の利用が可能となったときは、予約図書として取り扱うものとする。

4 リクエスト図書を他館から借り受け、利用者に貸出しするときは、受取場所及び返却場所は、図書館の指示によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。